

(趣旨)

第1条 この基準は、関市中央公民館の使用に関し、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第20条に規定する目的、第23条に規定する公民館の運営方針及び関市公民館条例（平成10年10月2日関市条例第38号。）を踏まえて、施設の貸出しに伴う許可の判断基準並びに貸出し以外での施設の使用基準を定めるものとする。

(営利関係への貸出し)

第2条 法第23条第1項第1号における公民館の貸出しについては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 専ら営利を目的とする会社、商店等が利用する場合は、次に掲げる場合を除き、貸出しをしない。ただし、次に掲げる場合であっても、過大に会社名を掲げる行為その他の特定の会社、商店等を広く一般にPRすることになる場合は、貸出しをしない。
 - ア 社員の教育その他の直接営利に結びつかない研修、福利厚生又は健康増進を目的として使用する場合。
 - イ 地域の活性化又は地域振興につながる事業で使用する場合。
 - ウ 社会教育又は社会福祉に関する事業で使用する場合。
- (2) 学習活動が目的であっても、塾等であって講師、指導者等の特定の者に利益を与える意図をもって利用する場合は、貸出しをしない。
- (3) 公民館に対する市民の信頼を損なう恐れのある活動を行う団体等に対しては、貸出しをしない。

(政治関係への貸出し)

第3条 法第23条第1項第2号における公民館の貸出しについては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 使用目的が、法第20条の目的に沿ったものである場合はその使用を許可するものとする。
- (2) 前号に定める目的での使用であっても、特定の政党、当該政党に属する組織若しくは下部組織又はそれらの団体と密接に関連のある団体その他これに類する組織が使用する場で、特定の政党の政策目的を実現させる目的のもの又は反対政党の政策実現を阻止する目的のもの又は統治機構の獲得維持を志向し、その一環としてなされるものなど特定の政党の利害のみに関する使用については許可しないこととする。

(宗教関係への貸出し)

第4条 法第23条第2項における公民館の貸出しについては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 使用目的が、法第20条の目的に沿ったものである場合はその使用を許可するものとする。
- (2) 前号に定める目的での使用であっても、その内容が特定の宗教上の組織若しくは団体のみの利害に関連するものについては貸し出しをしないこととする。

(館内での飲食)

第5条 関市中央公民館内の貸出し施設での飲食は、料理実習室又は和室に限り認める。ただし、その他の場所での飲食は、次に掲げる条件を満たす場合は、認めるものとする。

- (1) 同一団体が同一の場所を午前・午後、午後・夜間又は全日で使用する場合で、使用時間帯の間に食事(午前・午後の場合にあつては昼食、午後・夜間の場合にあつては夕食、全日の場合にあつては昼食及び夕食)をするものについては、飲食を認める。ただし、多目的ホールでの飲食は、ロールバックを片付けた場合に限る。
- (2) 容器、箸、食べ残し等の処理は、施設使用者の責任で行うこと。
- (3) 飲食後は、施設管理者の点検を受け、汚れや傷等があった場合は、施設使用者の責任で原形復旧をすること。
- (4) 熱中症の恐れ等により水分補給が必要な場合については、水、お茶、スポーツドリンク等による水分摂取を認める。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、関市教育委員会が必要と認める条件を満たすこと。

(交流プラザの占有)

第6条 交流プラザの占有許可は、原則、この使用基準に準ずるものとする。ただし、物販を行う場合にあつては、わかくさ・プラザの共有スペースであるということから、中央公民館、総合体育館又は総合福祉会館をイベント等で使用し、かつ、当該イベント等に関連する物販を行う場合に限り、許可するものとする。

(情報の掲出)

第7条 中央公民館におけるチラシの加配、ポスターの掲出については、原則この使用基準に準ずるものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、関市教育委員会が定める。

附 則

この規定は、平成31年2月20日から施行する。

附 則 (令和 8年1月 9日改正)

この規定は、令和8年4月1日から施行する。